

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、関西大学（以下「本学」という。）の教育研究に係る安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に関する基本方針を定め、輸出管理体制を整備し、運用することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学の教育研究に係る輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出等の取引は行わない。
- (2) 取引にあたっては、外為法及び関連法規並びにこの規程を遵守する。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理体制の整備・充実を図る。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外為法及び外為法に基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国を仕向地として外為法第6条第1項第15号に定める貨物を送り出すこと（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又はこれを目的として国内において貨物を移動させることをいう。
- (4) 「該非判定」とは、技術の提供又は貨物の輸出について、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (5) 「取引審査」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (6) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15の項までに掲げる技術をいう。

- (7) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1から15の項までに掲げる貨物をいう。
- (8) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬又は散布するためのミサイル若しくは無人航空機をいう。
- (9) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (10) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (11) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (12) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (13) 「教職員」とは、本学の専任の教員（特別契約教授を含む。）、有期雇用研究職員（特別任命教員、特別任用教員、PD及びRA）、その他非常勤の研究職にある者又は輸出管理の必要のある業務に携わる事務職員（有期雇用職員を含む。）をいう。
- (14) 「外国研究員等」とは、外国からの研究員、外国からの招へい研究者等をいい、本学と雇用関係がなく、一時的に本学で研究を行う者をいう。
- (15) 「学生等」とは、本学の学部学生、大学院生、交換受入留学生、外国人研究生、科目等履修生及び聴講生をいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、教職員、外国研究員等及び学生等が本学における教育研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針に基づき、第20条第4項に定める職務を担うほか、輸出管理に関する重要事項の最終決定を行う。

（安全保障輸出管理全学責任者）

第6条 本学に、安全保障輸出管理全学責任者（以下「全学責任者」という。）を置き、副学長（社会連携担当）をもって充てる。

2 全学責任者は、本学の輸出管理に関する業務を統括する。

（安全保障輸出管理アドバイザー）

第7条 本学に、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）

を置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理について専門的知見を有する者のうちから、全学責任者が学長に推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 輸出管理アドバイザーは、全学責任者の業務を補佐し、外為法等に関する専門的な助言を行う。

(部局等安全保障輸出管理責任者)

第8条 最高責任者は、輸出管理の必要がある部局等に部局等安全保障輸出管理責任者(以下「部局等輸出管理責任者」という。)を置き、当該部局の長をもって充てる。

- 2 部局等輸出管理責任者は、全学責任者の指示により、この規程の遵守及び教育研究に係る輸出管理の適切な実施を行う。

(部局等安全保障輸出管理担当者)

第9条 部局等輸出管理責任者の下に、部局等安全保障輸出管理担当者(以下「部局等輸出管理担当者」という。)を置く。

- 2 部局等輸出管理担当者は、当該部局等の事務を掌る課、事務室又はグループの長をもって充てる。

(安全保障輸出管理委員会)

第10条 輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 輸出管理に係る教育研修等の実施に関する事項
- (3) 輸出管理に係る監査に関する事項
- (4) 全学責任者から諮問された事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

- 3 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 全学責任者
- (2) 教育推進部長
- (3) 研究推進部長
- (4) 国際部長
- (5) 部局等輸出管理責任者のうちから全学責任者が指名した者 若干名
- (6) 研究推進・社会連携事務局長
- (7) 国際事務局長
- (8) 学事局長
- (9) 輸出管理アドバイザー

(10) その他全学責任者が指名した者

- 4 委員会の委員長は前項第1号の委員をもって充て、副委員長は前項第2号から第4号までに規定する委員の中から互選するものとする。
- 5 委員長は必要に応じ、委員会に専任の教職員、産学官連携コーディネーター等、委員以外の者を参加させることができる。
- 6 第3項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事前確認)

第11条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、全学責任者が別に定める事前確認シートにより、次条に定める該非判定及びキャッチオール規制にかかる事項（第13条に定める用途確認及び第14条に定める需要者確認）等を行うことで、外為法に抵触する可能性を事前に確認し、部局等輸出管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 教職員は、前項の事前確認の結果、部局等輸出管理責任者が取引審査の手続が必要と判断した場合であって、当該取引を行おうとするときは、第15条に定める取引審査の手続を行わなければならない。
- 3 教職員は第1項の事前確認の結果、取引審査の手続が不要となったときは、当該取引を行うことができる。
- 4 教職員は、事前確認シート等の提出後に提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物を追加又は変更したときは、改めて第1項の事前確認を行わなければならない。
- 5 教職員及び部局等輸出管理責任者は、第1項の事前確認及びその承認に当たり、輸出管理アドバイザーの助言を得ることができる。

(該非判定)

第12条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物について必要な技術資料を用意し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行うものとする。

(用途確認)

第13条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかどうかを、別途定める「用途チェックリスト」及び「明らかガイドラインシート」等を用いて確認するものとする。

(需要者確認)

第14条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の需要者について、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行っている又は行ったことがないかどうかを、別途定める「需要者チェックリスト」等を用いて確認するものとする。

(取引審査)

第15条 教職員は、第11条に定める事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された取引を行おうとする場合は、全学責任者が別に定める取引審査票により取引審査を依頼し、部局等輸出管理責任者を通じて全学責任者の承認を得なければならない。

2 教職員は、前項の取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて第11条の事前確認を行うものとする。

3 教職員は第1項に定める取引審査票の作成に当たり、輸出管理アドバイザーの助言を得ることができる。

(許可申請)

第16条 全学責任者は、前条第1項の取引審査の結果、経済産業大臣の許可を要すると判定したときは、外為法等の規定に基づき経済産業大臣に対し学長名により許可を申請するものとする。

(技術の提供管理)

第17条 教職員は、技術の提供を行うときは、この規程に基づく手続が終了していること及び事前確認時の技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員は提供しようとする技術が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要なものであるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員は、前2項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第18条 教職員は、貨物の輸出を行うときは、この規程に基づく手続が終了していること及び事前確認時の貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員は、前2項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員は、貨物の輸出に係る通関手続において外部機関等から指摘等を受けた場合は、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局等輸出管理責任者を通じて全学責任者にその旨を報告しなければならない。

5 全学責任者は、教職員から前項の報告があったときは、関係部局及び輸出管理アドバイザー等と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書管理)

第19条 教職員は、事前確認シート等の作成にあたっては、引き合いを受けている内容に基

づき、正確に記載しなければならない。

- 2 部局等輸出管理責任者は、事前確認シート、取引審査票、経済産業大臣への許可申請に関する文書その他輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年間、保管しなければならない。

(報告)

第20条 教職員は、外為法等又はこの規程に違反又は違反のおそれがあることを知ったときは、速やかに部局等輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 部局等輸出管理責任者は、前項の通報を受けたときは、当該通報の内容を調査し、外為法等又はこの規程に違反している事実が判明したとき又は違反しているおそれがあるときは、遅滞なく全学責任者にその旨を報告しなければならない。

- 3 部局等輸出管理責任者は、取引審査において取引承認後に、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると判明したときは、遅滞なく全学責任者にその旨を報告をしなければならない。

- 4 全学責任者は第2項若しくは第3項又は第18条第4項の報告があったときは、学内の関係部局に対応を指示するとともに、再発防止策を講じるものとし、その内容について最高責任者に報告を行い、最高責任者は必要に応じて関係行政機関に報告するものとする。

(学生等又は外国研究員等が取引をする場合の取扱い)

第21条 学生等又は外国研究員等が第4条に規定する範囲において取引を行おうとするときは、当該取引に係る教職員の協力を得てこれを行うものとする。

(研修)

第22条 全学責任者は、外為法等及びこの規程の遵守について教職員、学生等及び外国研究員等の理解を深めることに努め、安全保障輸出管理に関する研修を計画的に実施するものとする。

(監査)

第23条 全学責任者は、本学の教育研究に係る輸出管理が外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に関する監査を定期的に行うものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(全学安全保障輸出管理事務局)

第25条 本学に全学安全保障輸出管理事務局（以下「全学輸出管理事務局」という。）を置き、研究支援・社会連携グループ（社会連携担当）をもって充てる。

- 2 全学輸出管理事務局は、全学責任者の指示に基づき、本学の輸出管理に関する全学に共

通する業務を行う。

附 則

この規程は、2020年3月12日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月14日から施行する。